

総行管第11号
令和2年1月24日

文部科学省総合教育政策局長
浅田 和伸 様

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋司 様

文部科学省高等教育局長
伯井 美徳 様

総務省自治行政局選挙部長
赤松 俊彦

住民票の異動及び投票方法に関する周知啓発について（依頼）

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要であり、当該選挙人名簿は、住民基本台帳の情報を基に作成されます。

住民基本台帳は、選挙人名簿のほか様々な行政サービスの基礎となる重要な情報でありますので、進学や就職等に伴う引っ越しにより住所移転した場合には、正確な住民票異動の届出を行う必要があります、現実に居住される住所地で投票するためにも、その必要性について、十分に周知を図る必要があります。

また、住民票を移して3カ月を経過しない間における選挙（地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限る。）においては、旧住所地に3カ月以上居住していた場合に、当該旧住所地で投票することができますので、その投票方法として不在者投票が活用できることについて、周知を図る必要があります。

なお、「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」（平成29年3月）においても、大学生等が住民票異動の手続きを行っておらず、現在住んでいる住所地で投票できなかったという実態を踏まえ、制度の意義や必要性について、学生、保護者ともに、十分に理解してもらうことが重要である旨の指摘がなされたところです。

つきましては、貴職所管の教育機関において、高等学校等における卒業時や大学等における入学時のオリエンテーション等の機会を通じ、住民票異動の必要性及び不在者投票制度について、周知用資料も活用しつつ、生徒・学生等に対して周知いただくとともに、保護者の方に対しても可能な限り周知いただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

【連絡先】

総務省自治行政局選挙部管理課
担当 内山
電話 03-5253-5574